



2025年5月15日

各位

会社名 株式会社 i - p l u g
代表者名 代表取締役 CEO 中野 智哉
(コード：4177 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 阪田 貴郁
(TEL. 06-6306-6125)

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定及び 社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定及び当社の社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議するとともに、これらに関連する議案を2025年6月24日に開催予定の第13期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定について

（1）改定の目的

当社は、2022年6月21日開催の第10期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役①」といいます。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することについてご承認いただいております。現行では対象取締役①に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内と設定し、また本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20千株以内と設定しております。

今般、当社は、対象取締役①に当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また経営環境の変化に応じた機動的な運用を可能とするため、本制度の内容を以下のとおり改定するものであります。

（2）改定の概要

対象取締役①に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額40百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40千株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとします。また、各対象取締役①への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

（3）改定の条件

上記の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 導入の目的

当社は、当社の社外取締役（以下「対象取締役②」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役①と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

(2) 導入の条件

社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役②に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本株主総会では、現行の金銭報酬額とは別枠にて、対象取締役②に対して係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

(3) 制度の概要

対象取締役②は、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役②に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額6百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年6千株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限株式の交付日から当該対象取締役②が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。対象取締役②への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役②に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、対象取締役②に対する譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、対象取締役②との間において、①あらかじめ定められた期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償で取得することなどをその内容に含む、対象取締役①が締結する譲渡制限付株式割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件といたします。

以 上